

最高人民法院知的財産権法廷裁判要旨要約 2025(一)

——特許出願や権利確定に係わる案件

1. ブロックチェーンアルゴリズムに関わる技術案が、特許保護の対象に該当するか否かの認定

【「耐故障性アルゴリズムを用いたブロックチェーン合意形成方法」発明特許授権案】

【案件番号】(2024)最高法知行終第 573 号

【裁判要旨】ブロックチェーン自体はデータ構造ではあるものの、特許請求の範囲で限定されたブロックチェーンアルゴリズムが、具体的な応用シナリオを対象とし、分散型ネットワーク、合意形成アルゴリズム、暗号技術等を融合して形成された総合的なソリューションである場合、その具体的なアルゴリズムステップの実行が、自然法則を利用して特定の技術的課題を解決するプロセスを直接体现しており、かつ技術的効果を得ているのであれば、特許保護の対象に該当すると認定できる。

2. 遺伝子工学特許における「十分な開示」の判断

【「スフィンゴモナス属エンジニアリング菌株」発明特許権利確定案】

【案件番号】(2024)最高法知行終第 1241 号

【裁判要旨】発明特許が微生物遺伝子工学分野に係るものであり、遺伝子過剰発現手法を通じて得られたエンジニアリング菌株である場合、その合成産物が既存の既知菌株またはプロセスと明確な関連性を有し、かつ明細書に記載された寄託菌株、先行技術で公開された遺伝子配列の導入、機能検証等の方法を通じて、当該技術案の実施可能性を証明できるのであれば、通常、明細書は十分な開示がなされていると認定できる。

3. マーカッシュ・クレームの補正における範囲逸脱の判断

【「殺虫剤」発明特許権利確定案】

【案件番号】(2024)最高法知行終第 1136 号

【裁判要旨】マーカッシュ・クレーム(Markush claim)を、明細書に明確に記載されており、かつ当該マーカッシュ・クレームの保護範囲内に含まれる具体的な化合物に補正する場合、これはマーカッシュ要素の恣意的な削除には該当しない。一般的に、このような補正は原明細書および特許請求の範囲に記載された範囲、ならびに特許権の保護範囲に対する社会公衆の合理的な期待を逸脱するものではなく、許容されるべきである。

4. タンパク質配列バリエーションに係る特許請求の範囲が、サポート要件違反になるか否かの判断

【「洗剤」発明特許権利確定案】

【案件番号】(2025)最高法知行終第 773 号

【裁判要旨】タンパク質配列バリエーションに関わる特許請求の範囲について、当業者（本領域の技術者）が明細書に開示された内容に基づき、先行技術で開示された関連タンパク質の構造と効果との関係を結び付け、バリエーションの変異部位、数、および効果の間の法則性を導き出せる場合、かつ当該法則性に基づき当該特許請求の範囲を合理的に一般化できるのであれば、サポート要件違反にならないと認定できる。

5. 必要な技術的特徴の欠如に関する判断

【「磁気圧力センサ」発明特許権利確定案】

【案件番号】(2025)最高法知行終第 779 号

【裁判要旨】特許請求の範囲に必要な技術的特徴が欠如しているか否かを判断する場合、特許請求の範囲に対して、発明の目的に適合する合理的な解釈を行わなければならない。当業者が発明の目的に基づき、明細書および図面と併せて、特許請求の範囲で限定された技術的特徴から唯一の合理的な選択を導き出せるのであれば、明記されていないその唯一の選択可能な技術的特徴を特許請求の範囲が欠如していると認定することは、一般的に適當ではない。

6. 異なる技術案の優先権の個別確認

【「強化アップリンク」発明特許権確定案】

【事件番号】(2024)最高法知行終 126、127 号

【裁判要旨】異なる請求項で限定された技術案、および同一の請求項で限定された各並列的な技術案の優先権が成立するか否かは、いずれも個別に確認しなければならない。独立請求項が優先権を享受する場合であっても、その従属請求項が当然に同一の優先権書類に基づいて優先権を享受するわけではなく、当該従属請求項の優先権については法に基づき個別に確認すべきである。

7. 国内優先権の職権による確認

【「スロット接続式緑化ブロック」発明特許権確定案】

【事件番号】(2024)最高法知行終 1287 号

【裁判要旨】特許無効審判手続において、当該特許が、みなし取り下げとなり未公開である最初の出願に基づいて国内優先権を主張している場合、無効審判請求人が提出した対比文献が従来技術または抵触出願に該当するか否かが、当該特許の国内優先権の成立を前提とするのであれば、国务院特許行政部門は職権により当該国内優先権書類を導入し国内優先権を確認することができる。ただし、当事者に対して証拠調べおよび意見陳述の機会を与えなければならない。

8. 従来技術の否定における立証責任

【「複方青錢柳製剤」発明特許授権案】

【事件番号】(2024)最高法知行終 542 号

【裁判要旨】当事者が、関連する技術案が真実には存在しないこと、または実施不可能であることを証明できず、単に「一部の実験データにさらなる確認が必要である」といった瑕疵を理由に、当該技術案が従来技術に該当しないと主張する場合、原則としてこれを支持しない。

9. 従来技術の認定基準、WeChat モーメンツ情報が従来技術に該当することの立証責任

【「ソファ」意匠特許権確定案その一】

【事件番号】(2023)最高法知行終 1229 号

【裁判要旨】

1. 従来技術または既匠（既存のデザイン）の認定は、特許出願日前に当該情報が不特定多数の者が入手可能な状態に実際に置かれていたか否かを基準とすべきであり、入手可能な可能性が存在するというだけで従来技術または先行意匠に該当すると認定してはならない。

2. WeChat のモーメンツ に公開された情報が従来技術または先行意匠に該当するか否かを判断する際は、WeChat モーメンツの情報公開メカニズム、投稿者の具体的な状況、情報の具体的な内容、公開方式および公開時期、当該投稿者の WeChat モーメンツの主な用途などの要因を総合的に考慮し、特許出願日前に当該情報が不特定多数の者が入手可能な状態に実際に置かれていたか否かを基準として判断を行うべきである。特許無効審判請求人が、当該 WeChat モーメンツが商業用途を主としていることを証明した場合、当該 WeChat モーメンツの内容が不特定多数の者が入手可能な状態に実際に置かれていたと暫定的に推定できる。ただし、特許権者が当該 WeChat モーメンツの内容が未公開であるか、または特定の人に対してのみ公開されたものであることを証明する反証を提出した場合はこの限りではない。

10. 標準化団体への提案の公開時期の認定

【「構成リンク最大伝送ユニット」発明特許権確定案】

【事件番号】(2024)最高法知行終 936 号

【裁判要旨】標準化団体が公開した提案またはその他の技術文書の公開時期については、当該標準化団体の管理規定、公開の性質および範囲、内容の完全性、証拠連鎖の信頼性、反証の有無などを総合的に考慮しなければならない。前述の要素を総合して、不特定人が文書のアップロード後即座に閲覧可能であったと確定できるならば、それに基づき当該文書のアップロード日を特許法上の公開時期として認定できる。

11. より優れた効果を証明するための補充実験データの受け入れ

【「セマグルチド」発明特許権確定案】

【事件番号】(2023)最高法知行終 1282 号

【裁判要旨】 特許権者が、特許技術案が従来技術と比較してより優れた技術効果を有することを証明するために補充実験データを提出した場合、当業者が技術案間の関係、技術効果の検証方法などの要因を総合的に考慮し、当該より優れた技術効果が元の特許出願書類において暗黙的に開示されていたと合理的に確信できるならば、当該補充実験データを受け入れることができる。

12. 呼称が異なる技術的特徴が区別される特徴になるか否かの認定

【「固定炉排予燃炉」実用新案特許権確定案】

【事件番号】(2024)最高法知行終 870 号

【裁判要旨】 特許請求項の特定の技術的特徴と、最も近い従来技術の対応する特徴とが、呼称は異なっても、構造設定、動作原理、生産工程、機能、用途および効果などに実質的な差異がない場合、当該特定の技術的特徴は区別される特徴にならないと認定できる。

13. 複数の成分含有量という技術内容の技術的特徴の認定

【「清澄ホウケイ酸アルミノケイ酸塩ガラス」発明特許権確定案】

【事件番号】(2024)最高法知行終 513 号

【裁判要旨】 特許請求項において数値または数値範囲で限定された複数の成分含有量という技術内容については、明細書に各成分間に相乗作用があることが明示的に記載されていない、あるいは暗黙的に開示されていない限り、進歩性の判断において、複数の成分含有量を全体として一つの技術的特徴として考慮することは一般的に適當ではない。

14. 「発明のポイント」の技術的示唆の認定

【船舶製造に係る「大昇程薄型押さえブロック」発明特許権確定案】

【事件番号】(2024)最高法知行終 683 号

【裁判要旨】 当業者が、発明の構想を直接体现する、あるいは実際に解決すべき技術課題を直接解決する区別される特徴を「容易に思いつく」か否かを判断する際、もし従来技術が相応の示唆を与えておらず、かつこれに関連する公知の常識的証拠もないのであれば、客観的根拠を欠いた状態で当該区別される特徴を「容易に思いつく」と認定すべきではない。

15. 進歩性判断における「容易に思いつく」の認定

【「電子黒板」発明特許権確定案】

【事件番号】(2025)最高法知行終 286 号

【裁判要旨】 特許請求項の特徴部分のすべてが、最も近い従来技術に対する区別される特徴になり、かつ当該区別される特徴がすでに従来技術によって開示されているか、あるいは当分野における通常の技術手段または公知の常識であると証明する証拠がない場合、当業者が上記区別される特徴を容易に思いつくとは直ちに認定すべきではない。

16. 技術的示唆の全体的判断

【高速鉄道「複合センサ」発明特許権確定案】

【事件番号】(2024)最高法知行終 710 号

【裁判要旨】 従来技術が与える技術的示唆は、具体的な応用場面および技術効果と結びつけて全体的に判断すべきである。もし従来技術が開示する技術内容が本特許の解決しようとする技術課題に関与しておらず、その従来技術における役割も区別される特徴の本特許における役割とは異なるのであれば、従来技術が相応の技術的示唆を与えたと認定することは一般的に適當ではない。

17. 改善の動機の認定

【高速鉄道「音響振動板」発明特許権確定案】

【事件番号】(2025)最高法知行終 342 号

【裁判要旨】 もし特許が実際に解決しようとする技術課題が、当業者が普遍的に認識しており、解決を期待している技術課題であり、かつ従来技術が、区別される特徴を最も近い従来技術に適用して当該技術課題を解決するという示唆を与えている場合、たとえ当該区別される特徴を最も近い従来技術と組み合わせることが、一定程度において最も近い従来技術の他の技術効果の実現を弱める、あるいは影響を及ぼす可能性があるとしても、それによって直ちに当業者が改善の動機を持たないということにはならない。

18. 技術的偏見の克服の認定

【「コンテナ建物モジュール」発明特許権確定案】

【事件番号】(2024)最高法知行終 681、682 号

【裁判要旨】 もし特定の技術手段が、当業者の間に広く存在する誤った技術的認識のために廃棄されていた一方で、特許技術案が正確な技術的認識に基づいてその技術手段を採用している場合、当該特許は技術的偏見を克服したとして進歩性を有する可能性がある。しかし、当業者が当該技術手段を廃棄したのが技術的認識の偏りではなく経済的利益の考慮に基づくものであった場合、特許技術案が当該技術手段を採用したことを「技術的偏見の克服」と認定することは困難であり、ひいてはそれをもって進歩性を有すると認定することはできない。

19. 技術手段の積み重ね・再構成型技術案の進歩性判断、特許権共有者の一部が出廷を拒否した場合の処理、適法な域外送達認定

【「ユーザー端末マルチメディア通信方法および装置」発明特許権確定案】

【事件番号】(2024)最高法知行終 141 号

【裁判要旨】

1. IoT 通信技術案の進歩性判断において、もし係争の技術案が単に従来技術の手段を並べ替えたり単純に積み重ねたり再構成しただけであり、ネットワークの一般的な設定方式および信号の送受信、読み取り、処理などの通常手段によって、ハードウェア機器に単独または統合的な通常の通信機能を付与し、それにより広範囲な通信またはより多くの通信機能を実現したに過ぎず、新しい技術手段の導入や新しい技術課題の解決がなく、かつ従来技術および係争特許において果たしている役割に実質的な差異がなく、全体として予測を超えた技術効果も生じていないのであれば、進歩性を有すると認定すべきではない。

2. 特許授權・特許権確定行政事件において、人民法院が法律に従って送達措置を講じた後、特許権の共同所有者の一部が、裁判の審理の取り決めを知っているか、または知るべき理由があるにもかかわらず、正当な理由なく出廷を拒否した場合でも、裁判の継続には影響しない。

3. 所在不明の外国関連事件の当事者に書類を送達する際、人民法院は「あらゆる合理的な努力を尽くす」という原則と「訴訟手続の濫用を防止する」という原則とのバランスを取り、外国関連裁判の全体的な効率性の向上に重点を置くべきである。ハーグ送達条約及び外国関連事件における送達に関する民事訴訟法の規定に従い、あらゆる合理的な努力を尽くし、郵便、電子メール、代替送達、公示送達、共同所有者又は共同行動者による転送依頼等を含む、様々な国内及び国際送達方法を用いることができる。ただし、公示送達を除き、他の送達方法に強制的な順序はない。当事者が提供した外国の郵送先住所又は当事者が明示的に同意した電子メールアドレスへの送達であって、送達先の国が当該送達に異議を唱えない場合、有効な送達とみなされる。

20. 化合物用途特許の進歩性判断における最も近い先行技術の選択と技術示唆認定【「CETP 阻害剤」発明特許付与案】

【事件番号】(2023)最高法知行終 1055 号

【裁判要旨】「三段階法」を用いて化合物用途特許の請求項の進歩性を判断する際、先行技術に開示された化合物が多数存在し、かつ特定の化合物の薬理活性が検証されていない状況下では、当業者が特定の化合物を研究の出発点として選択することは当然とは言えない。そのため、当該特定の化合物を最も近い先行技術とした場合であっても、技術示唆を判断する際には、当業者が当該特定の化合物を選択する際に直面し得る不確実性を十分に考慮することができる。

21. 化合物分野の進歩性判断における予期せぬ技術効果の認定【「川芎嗪ニトロン誘導体」発明特許付与案】

【事件番号】(2023)最高法知行終 648 号

【裁判要旨】 発明特許出願の技術案による特定の疾患に対する治療効果が、出願日以降に承認された世界初の当該疾患治療薬と同等である場合、当該治療効果は、発明特許出願が予期せぬ技術効果を得たかどうかを判断する際の重要な考慮要素となり得る。

22. 化合物結晶型特許の進歩性判断における技術効果の考慮及び立証責任【「スニチニブ新結晶型」発明特許権利確定案】

【事件番号】 (2024)最高法知行終 101 号

【裁判要旨】 1. 化合物結晶型特許の進歩性判断においては、原則としてそれが予期せぬ技術効果をもたらすかを考慮すべきである。かつ、この予期せぬ技術効果は、原則として化合物の安定性、生物学的利用能などの薬学的特性の効果であるべきであり、単なる機械的強度、融点、溶解度などの物理化学的性質の効果ではない。

2. 特許無効審判手続においては、特許権者が、化合物結晶型がもたらす予期せぬ技術効果について立証責任を負う。

23. 中薬組方(漢方薬処方)特許の進歩性判断【「痛み治療用外用漢方軟膏」発明特許付与案】

【事件番号】 (2023)最高法知行終 992 号

【裁判要旨】 中薬組方発明特許の進歩性判断においては、その処方が既存の処方の最適化なのか、あるいは実質的な組方の再構成なのかを重点的に審査する必要がある。判断の主要な根拠は、主薬が変更されたか、核心的な病機が転換したか、配合論理が独立しているか等である。主薬が変わらず、核心的な病機が一致し、方剤が契合しており、単に二次的な薬味の増減、置換、または薬量の微調整を行ったのみであれば、一般的に通常組方改良の範囲内であり、進歩性を有しないと認定される可能性がある。一方、主薬が変更され、核心的な病機が転換し、配合論理が独立しており、病理、薬性、効能の三者間の対応関係が全面的に再構成され、当業者の通常推論を超えている場合は、一般的に実質的な組方の再構成に属し、進歩性を有すると認定され得る。

24. 誠実信用原則違反を特許無効の理由とする場合の具体的適用【「換気扇」実用新案特許権利確定案】

【事件番号】 (2025)最高法知行終 791 号

【裁判要旨】 誠実信用原則違反により特許が無効となる主な状況は、特許出願人または特許権者が特許技術案に対して虚偽を行うことである。無効審判請求人が単に、特許権者が自身の知能的成果を窃用して特許を出願したという理由(特許法実施細則第 11 条違反)で特許権の無効を請求することは、原則として支持しない。関連する紛争は実質的に特許権帰属紛争、発明者名誉権紛争などの民事紛争に属し、別途法に基づき解決すべきである。

25. 意匠の保護範囲が明確かどうかの認定【「ボールバルブ外殻」意匠権利確定案】

【事件番号】 (2024)最高法知行終 381 号

【裁判要旨】 意匠の図面または写真が製品の意匠を明確かつ誤りなく示している場合、たとえ当該意匠の簡要説明の内容と食い違っていたとしても、それ以前に明確かつ誤りなく示された製品の意匠が定める意匠権の保護範囲には影響せず、保護範囲が不明確であることを理由に当該意匠権を無効とすることはできない。

26. 意匠の参考図が保護範囲確定において果たす役割【「ソファ」意匠権利確定案その二】

【事件番号】 (2025)最高法知行終 457 号

【裁判要旨】 意匠変化状態図は意匠の保護範囲を確定するために用いることができるが、使用状態参考図は当然にはそうではない。特許権者が製品の何らかの変化状態を変化状態図ではなく使用状態参考図に示した場合は、通常、当該使用状態参考図に直接基づいて意匠の保護範囲を確定することは適切ではない。

27. 図面の誤りが意匠の保護範囲の明確性に与える影響【「バッグ」意匠授権案】

【事件番号】 (2024)最高法知行終 520 号

【裁判要旨】 意匠の図面または写真の誤りにより、そこに示された意匠に複数の解釈が存在し、一般消費者が他の視点及び簡要説明から具体的なデザインを確定できず、異なる解釈に基づく意匠が基本的に同一の全体視覚効果を生じない場合は、当該意匠の図面または写真は、保護を求める製品の意匠を明確に示していないと認定すべきである。ただし、意匠の全体的な視覚効果の表現を妨げない微細な部分の記載欠陥は除く。

28. 使用場所の機密性が先行意匠の認定に与える影響【「安全防護壁」意匠権利確定案】

【事件番号】 (2024)最高法知行終 1203 号

【裁判要旨】 意匠権利確定行政案において、当事者が製品の使用場所が機密性を有することを理由に、当該製品の意匠は使用によって公開されていないと主張する場合、製品の機能、用途、設置位置、製品の取引、使用過程で観察可能な製品外観、及び関与する人員の範囲などの要素を総合的に考慮し、先行意匠に該当するかどうかを判断すべきである。使用場所が機密性を有することは、使用公開を否定する十分な条件ではない。

29. 引用意匠の公開情報の認定【「伸縮標尺」意匠権利確定案】

【事件番号】 (2024)最高法知行終 1251 号

【裁判要旨】 引用意匠の公開情報には、引用意匠の図面または写真が明確に公開した意匠特徴だけでなく、一般消費者が上記内容に基づいて直接、疑いなく確定できる情報も含まれる。客観的な事実根拠がなく、相応の証拠によって裏付けられていない主観的な推測内容は、引用意匠の公開情報とすることはできない。

30. 意匠の対比における寸法の絶対値と相対比例関係の考慮【「椅子」意匠権利確定案】

【事件番号】 (2024)最高法知行終 1085 号

【裁判要旨】 意匠権利確定行政案において、一般的に製品意匠の長さ、幅、高さの絶対値は対比しない。しかし、意匠の図面または写真が当該意匠の異なる部位の間の相対的な比例関係を体現できる場合は、当該相対的な比例関係を対比することができる。

31. 不完全に公開された製品全体の先行意匠特徴が組み合わせに用いられるかの認定【「交通信号機」意匠権利確定案】

【事件番号】 (2024)最高法知行終 518 号

【裁判要旨】 意匠権と先行意匠特徴の組み合わせが明らかに区別されるかどうかを判断する際、ある一般消費者が先行意匠に基づいてすでに公開された内容から、組み合わせに用いられる具体的な意匠特徴に対応する製品、及び当該意匠特徴の全体意匠における相対的な位置関係を確定できる場合は、当該意匠特徴は組み合わせに用いることができる。当該組み合わせに用いる意匠特徴に対応する製品の全体意匠が完全に公開されていることは、必ずしも要求されない。

32. 意匠の組み合わせ示唆判断の必要性【「生態護坡(法面保護)」意匠権利確定案】

【事件番号】 (2024)最高法知行終 1005 号

【裁判要旨】 意匠権と先行意匠特徴の組み合わせが明らかに区別されるかどうかを判断するには、一般的にまず先行意匠の特徴が組み合わせ示唆を有するかどうかを判断する必要がある。しかし、意匠権の特徴と組み合わせに用いられる先行意匠特徴との間に大きな差異があり、かつ全体的な視覚効果に顕著な影響を与える場合は、組み合わせ示唆を判断することなく、意匠権が先行意匠特徴の組み合わせに対して顕著な区別を有すると認定することができる。

33. 意匠の商標的使用の判断、意匠権者による自己登録商標の使用認定：行政訴訟における著名性新証拠の受理【「スパイクシューズ」意匠権利確定案】

【事件番号】 (2024)最高法知行終 860 号

【裁判要旨】 1. 意匠権が他人の先行商標権と衝突するかを判断する際は、まず意匠の使用が商標的使用に該当するかを判断すべきである。専門的知見と意匠の使用位置、使用方式、業界慣習、関連公衆の注意度及び通常認識、意匠出願人または特許権者が当該意匠の実際の使用を通じて獲得した知名度の状況などの要素を総合し、意匠が商品源の識別作用を果たすことができる場合は、それが商標的使用に該当すると認定することができる。

2. 意匠権者がたとえその意匠に係る標識または近似標識について登録商標専用権を有していたとしても、その使用が自己の登録商標を他人の先行登録商標と区別するための顕著な特徴を明らかに改変し、実質的に他人の先行登録商標の顕著な特徴を意匠に使用している場合、当該意匠権と他人の先行商標専用権は依然として権利衝突に該当する可能性がある。

3. 他人の先行商標権と衝突する意匠権利確定行政案において、無効審判請求人が行政訴訟中に提出した先行商標の顕著性、知名度及び混同可能性などに関する新しい証拠は、補充証拠に属するため、人民法院は審査を行うべきである。

34. 意匠と他人の先行登録商標専用権の衝突判断【「酒瓶」意匠権利確定案】

【事件番号】(2024)最高法知行終 522 号

【裁判要旨】意匠が他人の先行登録商標専用権と衝突するかを判断する際は、意匠の全体及びその意匠特徴が商品またはサービスの源の識別に用いることができるか、先行登録商標標識との近似度、及び意匠製品の種類と先行登録商標の指定使用商品またはサービスの類似程度を総合的に考慮し、意匠の実施が関連公衆に商品またはサービスの源について混同を生じさせる可能性があるかを判断すべきである。意匠出願人または意匠権者が、他人の先行登録商標を模倣し、公衆を誤認させる意図または行為を有するかは、判断の参考要素とすることができる。

35. 補充証拠の認定【「小豆あん包装袋」意匠権利確定案】

【事件番号】(2023)最高法知行終 1232 号

【裁判要旨】権利確定行政案において、無効審判請求人が提供する補充証拠は、特許無効審判行政審査手続においてすでに採用された証拠の証明力を補充またはサポートする目的であるべきである。もし、いわゆる補充証拠が、特許権が存在し無効にされるべきであるという新しい事実または理由を証明するためのものであるならば、行政決定の審査範囲を超えている。請求人は別途無効審判請求を提起ことができ、人民法院はこれについては一般的に審査しない。

36. 国防特許出願手続の誤りを主張した場合の案件受理【「空母電磁カタパルト」発明特許授権案】

【事件番号】(2025)最高法知行終 1129 号

【裁判要旨】たとえ特許出願人が、自身の特許出願を国防特許出願として提出しておらず、特許出願の公開及び実体審査手続においても秘密保持処理及び相応の国防特許機関による審査の意見を提示しておらず、また再審査手続においてもそれを再審査理由として挙げていなかったとしても、当該特許出願が国防特許出願に該当することを理由に、特許出願審査手続に手続的事項の誤りがあるとして、特許出願却下に対する訴訟を提起した場合、人民法院は依然として受理し、審査すべきである。

37. 特許国際出願の受理局が出願日の補正書類を受け付けなかった場合の処理【「容器蓋」PCT 発明特許授権案】

【事件番号】(2025)最高法知行終 538 号

【裁判要旨】当初提出された特許国際出願書類の審査と認定においては、善意を維持し、合法的な権益を積極的に保護すべきである。もし出願人が国際出願日に補正書類を提出し、かつその補正書類が同日に先に提出した書類に代わるものであるという意思表示を明確に行っていたにもかかわらず、国際出願受理官庁が過失によりその補正書類を受け付けなかった場合、当該国際出願が中国国家段階に入った後に、その補正書類を受け入れたとしても、出願人が不当に先願利益を得ることはなく、また社会公衆の信頼利益を損なうこともない。国务院特許行政部門は、その補正書類を審査基礎とすべきであり、国際出願受理官庁が受け付けていなかったことを理由に単純に拒絶すべきではない。

38. 特許権利確定案における利害関係者の判断【「マッサージ器」発明特許権利確定案】

【事件番号】(2025)最高法知行終 45 号

【裁判要旨】特許権者の許諾を得ずに特許技術案を実際に実施している者は、もしその者が特許無効審判請求人でなければ、特許権利確定行政行為の利害関係者には属さず、特許権利確定訴訟を提起する資格を有さない。

出所: 最高人民法院知的財産権法院

※本資料は康信が作成した仮訳となります。康信では情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性について康信が保証するものではないことを予めご了承の程宜しくお願いいたします。